

令和 6 年 6 月 21 日
国土交通省航空局空港技術課

「東京国際空港他 1 空港消防等業務」の実施要項の変更について

1. 事業の概要

本事業は、国際的な基準に基づく空港消防体制の確保のため、空港における航空機火災及びその周辺における航空機に関する火災並びにそれらのおそれがある事態にあたっての人命救助を目的とした消防業務、救急医療業務を委託するものである。

2. 実施要項の変更に至る経緯

「東京国際空港他 1 空港消防等業務」の実施要項については、第 304 回監理委員会（令和 5 年 12 月 12 日）にて議了された。当該業務は、令和 6 年 3 月 21 日から 5 月 8 日の期間に入札公告を行ったものの申請はなく、同内容にて再公告を令和 6 年 5 月 10 日から 16 日の期間で行ったが申請はなかった。

本件を受け実施要項を見直すこととするため、空港消防業務を実施している事業者及び同類業務を行っている事業者に対してアンケート調査を実施し、その内容を踏まえ改めて入札公告を行うこととする。

3. アンケート調査を踏まえた事項

- (1) 要員確保が困難（東京国際空港、新潟空港の複合契約）
- (2) 必要な有資格（運転免許や消防業務に係る資格要件）の確保が困難

4. 実施要項の主な変更内容

- (1) 東京国際空港及び新潟空港のブロック制を廃止し、1 空港毎の契約とする。
- (2) 職員の配置要件である運転免許区分のうち牽引免許については、当該車両を運用する職員のみ所持することで配置可能とした。
- (3) 東京国際空港において大型化学消防車を増車する際は、民間事業者と協議の上、増車することとした。
- (4) 競争入札参加資格要件については、一定の条件を満たし、かつ業務実施開始日までの訓練計画書を提出することで入札参加資格を満たす条件とした。

なお、業務実施開始以降の認定証所持者の人数（東京国際空港：10 名、新潟空港：9 名）については変更しない。

詳細については、別紙－1「東京国際空港消防等業務」変更箇所一覧」及び別紙－2「新潟空港消防等業務」変更箇所一覧」のとおり。

変更前	変更後																																																												
東京国際空港他 1 空港消防等業務における民間競争入札実施要項	東京国際空港消防等業務における民間競争入札実施要項																																																												
1. 1. 2 業務の場所 東京国際空港、新潟空港 1. 1. 3 用語の定義 (5) 「リーダー」とは、指令卓において、空港の運用状況等を常時確認し、緊急時には監督職員の指示を受けて、関係機関に出動要請をする者をいう。 (6) 「職員」とは、空港ごとに定められた職員別技能区分表（別紙 1 ―1 及び別紙 1―2）による業務能力を有し、各業務を複合的にできる者をいう。 1. 1. 4 一般指示事項 (1) 民間事業者は、空港毎に定められた職員別技能区分表（別紙 1 ―1 及び別紙 1―2）による業務能力を有した職員を配置し、勤務中の責任を明確にするとともに、指揮命令の徹底を図ること。 なお、消防業務又は救急医療業務で現場指揮又はその指揮代行を行う職員については、職員別技能区分表（別紙 1 ―1 及び別紙 1―2）に示す国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターから交付される認定証の交付を受けた職員を配置することとし、認定証の有効期間が経過した者については、認定証の取得から継続して業務に従事していることを条件に配置を認めることとし、速やかに認定証の取得に努めること。 また、消防業務及び救急医療業務の業務提供時間においては、次のとおり現場責任者、リーダー ―（新潟空港に限る）―職員を配置すること。職員については常に大型自動車免許及び牽引免許を有する職員を配置すること。	1. 1. 2 業務の場所 東京国際空港 1. 1. 3 用語の定義 <u>(5) 削除</u> <u>(5) 「職員」とは、空港ごとに定められた職員別技能区分表（別紙 1）による業務能力を有し、各業務を複合的にできる者をいう。</u> 1. 1. 4 一般指示事項 (1) 民間事業者は、空港毎に定められた職員別技能区分表（別紙 1）による業務能力を有した職員を配置し、勤務中の責任を明確にするとともに、指揮命令の徹底を図ること。 なお、消防業務又は救急医療業務で現場指揮又はその指揮代行を行う職員については、職員別技能区分表（別紙 1）に示す国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターから交付される認定証の交付を受けた職員を配置することとし、認定証の有効期間が経過した者については、認定証の取得から継続して業務に従事していることを条件に配置を認めることとし、速やかに認定証の取得に努めること。 また、消防業務及び救急医療業務の業務提供時間においては、次のとおり現場責任者<u>及び</u>職員を配置すること。職員については常に大型自動車免許を有する職員を配置すること。 <u>ただし、救急医療搬送車を運用する職員については大型自動車免許に加え、常に牽引免許も有する職員を配置すること。</u>																																																												
<table><tr><th rowspan="2">空港名</th><th rowspan="2">配置区分</th><th colspan="3">配置人員</th><th rowspan="2">業務提供時間</th></tr><tr><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th></tr><tr><td rowspan="4">東京 国際</td><td>現場責任者</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>月～金曜日 08：30～17：15 ※「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律33号）第14条規定による休日は除く。</td></tr><tr><td>消防業務</td><td>10</td><td>12</td><td>12</td><td>24時間</td></tr><tr><td>救急医療業務</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>24時間</td></tr><tr><td>緊急的な消防等業務並びに監督職員からの指示によるもの</td><td colspan="3">必要な人員数</td><td>別紙【予定時間】による</td></tr></table>	空港名	配置区分	配置人員			業務提供時間	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	東京 国際	現場責任者	1	1	1	月～金曜日 08：30～17：15 ※「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律33号）第14条規定による休日は除く。	消防業務	10	12	12	24時間	救急医療業務	1	1	1	24時間	緊急的な消防等業務並びに監督職員からの指示によるもの	必要な人員数			別紙【予定時間】による	<table><tr><th rowspan="2">空港名</th><th rowspan="2">配置区分</th><th colspan="3">配置人員</th><th rowspan="2">業務提供時間</th></tr><tr><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th></tr><tr><td rowspan="4">東京 国際</td><td>現場責任者</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>月～金曜日 08：30～17：15 ※「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律33号）第14条規定による休日は除く。</td></tr><tr><td>消防業務</td><td><u>8</u></td><td><u>8</u></td><td><u>8</u></td><td>24時間</td></tr><tr><td>救急医療業務</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>24時間</td></tr><tr><td>緊急的な消防等業務並びに監督職員からの指示によるもの</td><td colspan="3">必要な人員数</td><td>別紙【予定時間】による</td></tr></table>	空港名	配置区分	配置人員			業務提供時間	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	東京 国際	現場責任者	1	1	1	月～金曜日 08：30～17：15 ※「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律33号）第14条規定による休日は除く。	消防業務	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	24時間	救急医療業務	1	1	1	24時間	緊急的な消防等業務並びに監督職員からの指示によるもの	必要な人員数			別紙【予定時間】による
空港名			配置区分	配置人員			業務提供時間																																																						
	令和 7 年度	令和 8 年度		令和 9 年度																																																									
東京 国際	現場責任者	1	1	1	月～金曜日 08：30～17：15 ※「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律33号）第14条規定による休日は除く。																																																								
	消防業務	10	12	12	24時間																																																								
	救急医療業務	1	1	1	24時間																																																								
	緊急的な消防等業務並びに監督職員からの指示によるもの	必要な人員数			別紙【予定時間】による																																																								
空港名	配置区分	配置人員			業務提供時間																																																								
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度																																																									
東京 国際	現場責任者	1	1	1	月～金曜日 08：30～17：15 ※「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律33号）第14条規定による休日は除く。																																																								
	消防業務	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	24時間																																																								
	救急医療業務	1	1	1	24時間																																																								
	緊急的な消防等業務並びに監督職員からの指示によるもの	必要な人員数			別紙【予定時間】による																																																								

「東京国際空港消防等業務」変更箇所一覧

変更前							変更後
新潟	現場責任者	1	1	1	月～金曜日 08：30～17：15 ※「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」第14条規定による休日は除く。		(4) 現場責任者は、空港の緊急時における関係法規、協定、覚書等について熟知し、監督職員と調整のうえ、その指示に従い、職員に対して必要な技術向上等を図るため、年間標準訓練表（別紙2－1、別紙2－2）に基づき訓練を行わせ、新任者については新任者訓練終了後に業務配置し、監督職員に実施状況を報告すること。 なお、上記、年間標準訓練表に基づく訓練の他、各業務を迅速かつ的確に履行するために必要な情報伝達訓練等を計画し、実施するものとする。 また、民間事業者は、日頃から職員の体力錬成のための規程等を備え、適切な訓練を実施することとし、定期的に国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターにて教育訓練を受講することにより、専門的知識並びに技能向上に努めること。 訓練に係る詳細については以下のとおり。
	リーダー	1	1	1	07：30～21：30（空港運用時間）		
	消防業務	6	6	6	07：30～21：30（空港運用時間）		
	救急医療業務	1	1	1	07：30～21：30（空港運用時間）		
	緊急的な消防等業務並びに監督職員からの指示によるもの	必要な人員数			別紙【予定時間】による		

変更前		変更後	
訓練場所	：空港保安防災教育訓練センター（長崎県大村市）	訓練場所	：空港保安防災教育訓練センター（長崎県大村市）
	○空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練（４日間） （訓練概要） 専門的知識・技能の基礎、迅速性・状況把握力を習熟する実技を主体とした教育訓練。 ○空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練（４日間） （訓練概要） 正確な状況把握・迅速適切な判断力・応用力等、高度な専門的知識・技能を習熟する実技を主体として教育訓練。 ○空港消火救難業務従事者（Ⅲ）訓練（４日間） （訓練概要） 指令卓運用業務、現場指揮所等との情報伝達体制を始め、総合的な現場諸活動能力を高めるための、より高度な専門的知識・技能を習熟する実技を主体とした教育訓練。 ○HRET※オペレーター養成訓練（４日間） （訓練概要） HRET車両を運用する者に必要な基本知識及び技能の習熟を目的とする教育訓練 ※High Reach Extendable Turret（高位置対応伸展型放水銃）の略		○空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練（４日間） <u>（受講条件）</u> <u>空港消火救難業務従事者のうち本訓練の未受講者。</u> （訓練概要） 専門的知識・技能の基礎、迅速性・状況把握力を習熟する実技を主体とした教育訓練。 ○空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練（４日間） <u>（受講条件）</u> <u>「空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練」を受講し認定証の交付を受けた者。</u> （訓練概要） 正確な状況把握・迅速適切な判断力・応用力等、高度な専門的知識・技能を習熟する実技を主体として教育訓練。 ○空港消火救難業務従事者（Ⅲ）訓練（４日間） <u>（受講条件）</u> <u>「空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練」を受講し認定証の交付を受けた者。</u> （訓練概要） 指令卓運用業務、現場指揮所等との情報伝達体制を始め、総合的な現場諸活動能力を高めるための、より高度な専門的知識・技能を習熟する実技を主体とした教育訓練。 ○HRET※オペレーター養成訓練（４日間） <u>（受講条件）</u> <u>「空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練」以上の認定証の交付を受けた者。</u> （訓練概要） HRET車両を運用する者に必要な基本知識及び技能の習熟を目的とする教育訓練 ※High Reach Extendable Turret（高位置対応伸展型放水銃）の略
	受 講 料		受 講 料
	無償（訓練に係る移動交通費、宿泊費等の経費は民間事業者の負担とする）		無償（訓練に係る移動交通費、宿泊費等の経費は民間事業者の負担とする）

「東京国際空港消防等業務」変更箇所一覧

変更前	変更後
（６）民間事業者は、一方の空港が大規模災害等により業務継続が困難となった場合は、もう一方の空港から職員を派遣して業務を継続できるような体制を構築すること。 1. 1. 5 消防業務の内容 （２）リーダーの主な業務については、次のとおりとする。（新潟空港に限る） ① 指令卓において空港の運用状況及び航空機の運航状況を常時確認し、緊急時においては（１）に掲げる活動を円滑に実施するため、緊急出動に関わる通信指令を行い、迅速に消防機関、警察機関へ通報したうえで、監督職員の指示により関係機関に対する消火及び救難に関わる出動の要請を行うこと。 また、その経過等について、通信内容を含め記録すること。 なお、リーダーが指令卓を離席する場合は、職員別技能区分表（別紙１－２）に定める技能Ｃによる代行を認める。 ② 現場責任者の指示を受けて、職員に対して、消防業務に必要とする知識及び技能を習得させるため、1. 1. 4（４）に掲げる訓練について、指導を行うこと。 1. 1. 6 救急医療業務の内容 （２）リーダーの主な業務については、次のとおりとする。（新潟空港に限る） ① 指令卓において空港の運用状況及び航空機の運航状況を常時確認し、緊急時においては（１）に掲げる活動を円滑に実施するため、緊急出動に関わる通信指令を行い、迅速に消防	（参考）令和６年度訓練予定 ○空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練（４日間） （日程）令和６年１１～１２月ごろ（２回程度） （人数）１回あたり最大１２名まで ○空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練（４日間） （日程）令和６年１２月～令和７年１月ごろ（２回程度） （人数）１回あたり最大１２名まで ○HRET※オペレーター養成訓練（４日間） （日程）令和７年２月～３月まで（２回程度） （人数）１回あたり最大６名まで <u>（６）削除</u> 1. 1. 5 消防業務の内容 <u>（２）削除</u> 1. 1. 6 救急医療業務の内容 <u>（２）削除</u>

「東京国際空港消防等業務」変更箇所一覧

変更前	変更後
機関、警察機関へ通報したうえで、監督職員の指示により関係機関に対する消火及び救難に関わる出動の要請を行うこと。 また、その経過等について、通信内容を含め記録すること。 なお、リーダーが指令卓を離席する場合は、職員別技能区分表（別紙１－２）に定める技能Ｃによる代行を認める。 ② 現場責任者の指示を受けて、職員に対して、救急医療業務に必要とする知識及び技能を習得させるため、１．１．４（４）に掲げる訓練について、指導を行うこと。 １．１．７ 注意事項 （９）資料の閲覧 民間事業者は、消防等業務を実施するに当たり、参考となる次の資料を当局総務部安全企画・保安対策課、東京空港事務所空港保安防災課、並びに新潟空港事務所総務課にて閲覧することができる。 ① ＩＣＡＯ関係図書 ② 各空港制限区域安全管理規程 ③ 航空保安業務処理規程 １．２．５ 経費の負担 （３）車両 東京国際空港においては、令和８年度より空港内の連絡に必要となる連絡車両を準備すること。仕様については以下を標準とする。 ○連絡車両（１台） 車 種：排気量 1,500cc 相当以上の車両（EV・ハイブリッド車等も可） 走行距離：２４時間の総走行距離２４.0km 外 装 等：① 東京国際空港制限区域安全管理規程に適合すること。 ② 法人名を車体側面に明確に表示すること。 ③ 必要な時期は、滑り止め装置の対策を講じること。 ④ 制限区域車両使用承認を受けること。 １．２．６ 貸与物品 消防、救急医療業務に使用する消防車等、救急医療搬送車等（付属品を含む）、防火衣、化学消火薬剤及び資器材等は無償貸与する。なお、本表以外に化学消防車等貸与物品について変更がある場合は、別途通知する。	１．１．７ 注意事項 （９）資料の閲覧 民間事業者は、消防等業務を実施するに当たり、参考となる次の資料を当局総務部安全企画・保安対策課、並びに東京空港事務所空港保安防災課にて閲覧することができる。 ① ＩＣＡＯ関係図書 ② 各空港制限区域安全管理規程 ③ 航空保安業務処理規程 １．２．５ 経費の負担 （３）車両 令和８年度より空港内の連絡に必要となる連絡車両を準備すること。仕様については以下を標準とする。 ○連絡車両（１台） 車 種：排気量 1,500cc 相当以上の車両（EV・ハイブリッド車等も可） 走行距離：２４時間の総走行距離２４.0km 外 装 等：① 東京国際空港制限区域安全管理規程に適合すること。 ② 法人名を車体側面に明確に表示すること。 ③ 必要な時期は、滑り止め装置の対策を講じること。 ④ 制限区域車両使用承認を受けること。 １．２．６ 貸与物品 消防、救急医療業務に使用する消防車等、救急医療搬送車等（付属品を含む）、防火衣、化学消火薬剤及び資器材等は無償貸与する。なお、本表以外に化学消防車等貸与物品について変更がある場合は、別途通知する。

「東京国際空港消防等業務」変更箇所一覧

変更前											変更後										
【令和 7 年度】											【令和 7－9 年度】										
空港名	空港用化学 消防車 (※ 2)	給水車	救急 医療 搬送車	空港用 救難 照明車	防火衣		化学 消火 薬剤	医療 資器材	救難 機材	無線 機器	空港名	空港用化学 消防車 (※ 1)	給水車	救急 医療 搬送車	空港用 救難 照明車	防火衣		化学 消火 薬剤	医療 資器材	救難 機材	無線 機器
					普通	特殊										普通	特殊				
東京 国際	5	1	1 (※1)	1	1 1	1 5	一式	一式	一式	一式	東京 国際	<u>4 (※ 2)</u>	1	1	1	<u>9</u>	<u>1 2</u>	一式	一式	一式	一式
新潟	-3	+1	+1 (※1)	+1	-7	-9	＝式	＝式	＝式	＝式											
【令和 8 年度】											(※ 1) 契約期間中に増車する必要が生じた場合は、当局と民間事業者において協議のうえ決定するものとする。										
空港名	空港用化学 消防車 (※ 2)	給水車	救急 医療 搬送車	空港用 救難 照明車	防火衣		化学 消火 薬剤	医療 資器材	救難 機材	無線 機器	(※ 2) 空港用化学消防車の貸与物品数のうち、1 台 H R E T 型化学消防車を配置する。										
					普通	特殊															
東京 国際	6	1	1 (※1)	1	1 3	1 8	一式	一式	一式	一式											
新潟	-3	+1	+1 (※1)	+1	-7	-9	＝式	＝式	＝式	＝式											
【令和 9 年度】											2. 実施期間に関する事項（法第 1 4 条第 2 項第 2 号）										
空港名	空港用化学 消防車 (※ 2)	給水車	救急 医療 搬送車	空港用 救難 照明車	防火衣		化学 消火 薬剤	医療 資器材	救難 機材	無線 機器	実施期間は、次のとおりとする。										
					普通	特殊															
東京 国際	6	1	1 (※1)	1	1 3	1 8	一式	一式	一式	一式	令和 6 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで										
新潟	-3	+1	+1 (※1)	+1	-7	-9	＝式	＝式	＝式	＝式	実施開始日 から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで										
(※ 1) 救急医療搬送車欄の※については、トレーラが配備されており大型自動車免許に加え、牽引免許を必要とする。											2. 実施期間に関する事項（法第 1 4 条第 2 項第 2 号）										
(※ 1) 空港用化学消防車の貸与物品数のうち、各空港に 1 台ずつ H R E T 型化学消防車を配置する。											実施期間は、次のとおりとする。										
<u>(※ 2) 追加</u>																					

変更前	変更後																																																
ただし、令和 7 年 3 月 3 1 日までは準備期間として、業務実施期間については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。 ※本入札に係る落札及び契約締結は、本業務に係る令和 6 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。 3. 1 2 空港ごとに、次の①、②に掲げる有効な技能証明を有する人員をそれぞれ確保していること。 なお、①について東京国際空港は 5 名以上、新潟空港は 6 名以上、②について東京国際空港は 5 名以上、新潟空港は 3 名以上とするが、②の人員の確保については、①の技能を有する人員で確保しても差し支えない。 ①国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターにおける訓練を受講し、以下 1)、2) に掲げるいずれかの要件を満たしている人員。訓練概要については 1. 1. 4 (4) のとおり。 1) 空港消火救難業務従事者(Ⅱ)訓練の認定証の交付を受けている。 2) 空港消火救難業務従事者(Ⅰ)訓練の認定証の交付を受けた後、空港消防の業務経験を 3 年以上有している。 ②国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターにおける空港消火救難業務従事者(Ⅰ)訓練の認定証の交付を受けている。 4. 入札に参加する者の募集に関する事項(法第 1 4 条第 2 項第 4 号) 4. 1 入札の実施手続及びスケジュール 本件は、下記 4. 2. 1 に示す提出書類の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件であり、電子調達システムによる場合は、電子認証(ＩＣカード)を取得していること。なお、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札による参加願いを提出すること。 <table><tr><th>手 続</th><th>スケジュール</th></tr><tr><td>入札公告</td><td>令和 6 年 2 月中旬頃</td></tr><tr><td>入札説明資料の配布</td><td>令和 6 年 2 月中旬頃</td></tr><tr><td>申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限</td><td>令和 6 年 4 月上旬頃</td></tr><tr><td>申請書類、技術提案書の提出期限</td><td>令和 6 年 4 月上旬頃</td></tr><tr><td>入札等に関する質疑応答期限</td><td>令和 6 年 4 月上旬頃</td></tr><tr><td>競争参加資格確認結果通知</td><td>令和 6 年 4 月下旬頃</td></tr><tr><td>入札書の提出期限</td><td>令和 6 年 5 月上旬頃</td></tr><tr><td>開札・落札予定者の決定</td><td>令和 6 年 5 月中旬頃</td></tr><tr><td>契約締結</td><td>令和 6 年 6 月上旬頃</td></tr><tr><td>実施開始日</td><td>令和 6 年 7 月 1 日</td></tr><tr><td>業務実施開始日</td><td>令和 7 年 4 月 1 日</td></tr></table> 4. 2. 1 提出書類 (1) 申請書類	手 続	スケジュール	入札公告	令和 6 年 2 月中旬頃	入札説明資料の配布	令和 6 年 2 月中旬頃	申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限	令和 6 年 4 月上旬頃	申請書類、技術提案書の提出期限	令和 6 年 4 月上旬頃	入札等に関する質疑応答期限	令和 6 年 4 月上旬頃	競争参加資格確認結果通知	令和 6 年 4 月下旬頃	入札書の提出期限	令和 6 年 5 月上旬頃	開札・落札予定者の決定	令和 6 年 5 月中旬頃	契約締結	令和 6 年 6 月上旬頃	実施開始日	令和 6 年 7 月 1 日	業務実施開始日	令和 7 年 4 月 1 日	ただし、令和 7 年 3 月 3 1 日までは準備期間として、業務実施期間については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。 3. 1 2 <u>次の①、②に掲げる有効な技能証明を有する人員をそれぞれ 5 名以上確保していること。</u> <u>ただし、競争入札参加資格確認資料の提出時点において、上記人員を満たさない場合は、少なくともそれぞれ 1 名が確保され、かつ業務実施開始日までに必要な人員を確保することを前提とした訓練計画書【申請様式 5】を作成し、当局が認めた場合に限り同様資格を有するものとする。</u> ①国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターにおける訓練を受講し、以下 1)、2) に掲げるいずれかの要件を満たしている人員。訓練概要については 1. 1. 4 (4) のとおり。 1) 空港消火救難業務従事者(Ⅱ)訓練の認定証の交付を受けている。 2) 空港消火救難業務従事者(Ⅰ)訓練の認定証の交付を受けた後、空港消防の業務経験を 3 年以上有している。 ②国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターにおける空港消火救難業務従事者(Ⅰ)訓練の認定証の交付を受けている。 4. 入札に参加する者の募集に関する事項(法第 1 4 条第 2 項第 4 号) 4. 1 入札の実施手続及びスケジュール 本件は、下記 4. 2. 1 に示す提出書類の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件であり、電子調達システムによる場合は、電子認証(ＩＣカード)を取得していること。なお、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札による参加願いを提出すること。 <table><tr><th>手 続</th><th>スケジュール</th></tr><tr><td>入札公告</td><td><u>令和 6 年 8 月上旬～9 月上旬頃</u></td></tr><tr><td>入札説明資料の配布</td><td><u>令和 6 年 8 月上旬～9 月上旬頃</u></td></tr><tr><td>申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限</td><td><u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u></td></tr><tr><td>申請書類、技術提案書の提出期限</td><td><u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u></td></tr><tr><td>入札等に関する質疑応答期限</td><td><u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u></td></tr><tr><td>競争参加資格確認結果通知</td><td><u>令和 6 年 9 月上旬～1 0 月上旬頃</u></td></tr><tr><td>入札書の提出期限</td><td><u>令和 6 年 9 月上旬～1 0 月上旬頃</u></td></tr><tr><td>開札・落札予定者の決定</td><td><u>令和 6 年 9 月中旬～1 0 月中旬頃</u></td></tr><tr><td>契約締結</td><td><u>令和 6 年 1 0 月上旬～1 1 月上旬頃</u></td></tr><tr><td>実施開始日</td><td><u>令和 6 年 1 0 月下旬～1 1 月下旬頃</u></td></tr><tr><td>業務実施開始日</td><td>令和 7 年 4 月 1 日</td></tr></table> 4. 2. 1 提出書類 (1) 申請書類	手 続	スケジュール	入札公告	<u>令和 6 年 8 月上旬～9 月上旬頃</u>	入札説明資料の配布	<u>令和 6 年 8 月上旬～9 月上旬頃</u>	申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限	<u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u>	申請書類、技術提案書の提出期限	<u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u>	入札等に関する質疑応答期限	<u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u>	競争参加資格確認結果通知	<u>令和 6 年 9 月上旬～1 0 月上旬頃</u>	入札書の提出期限	<u>令和 6 年 9 月上旬～1 0 月上旬頃</u>	開札・落札予定者の決定	<u>令和 6 年 9 月中旬～1 0 月中旬頃</u>	契約締結	<u>令和 6 年 1 0 月上旬～1 1 月上旬頃</u>	実施開始日	<u>令和 6 年 1 0 月下旬～1 1 月下旬頃</u>	業務実施開始日	令和 7 年 4 月 1 日
手 続	スケジュール																																																
入札公告	令和 6 年 2 月中旬頃																																																
入札説明資料の配布	令和 6 年 2 月中旬頃																																																
申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限	令和 6 年 4 月上旬頃																																																
申請書類、技術提案書の提出期限	令和 6 年 4 月上旬頃																																																
入札等に関する質疑応答期限	令和 6 年 4 月上旬頃																																																
競争参加資格確認結果通知	令和 6 年 4 月下旬頃																																																
入札書の提出期限	令和 6 年 5 月上旬頃																																																
開札・落札予定者の決定	令和 6 年 5 月中旬頃																																																
契約締結	令和 6 年 6 月上旬頃																																																
実施開始日	令和 6 年 7 月 1 日																																																
業務実施開始日	令和 7 年 4 月 1 日																																																
手 続	スケジュール																																																
入札公告	<u>令和 6 年 8 月上旬～9 月上旬頃</u>																																																
入札説明資料の配布	<u>令和 6 年 8 月上旬～9 月上旬頃</u>																																																
申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限	<u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u>																																																
申請書類、技術提案書の提出期限	<u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u>																																																
入札等に関する質疑応答期限	<u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u>																																																
競争参加資格確認結果通知	<u>令和 6 年 9 月上旬～1 0 月上旬頃</u>																																																
入札書の提出期限	<u>令和 6 年 9 月上旬～1 0 月上旬頃</u>																																																
開札・落札予定者の決定	<u>令和 6 年 9 月中旬～1 0 月中旬頃</u>																																																
契約締結	<u>令和 6 年 1 0 月上旬～1 1 月上旬頃</u>																																																
実施開始日	<u>令和 6 年 1 0 月下旬～1 1 月下旬頃</u>																																																
業務実施開始日	令和 7 年 4 月 1 日																																																

変更前	変更後
<u>⑤ 新規追加</u> ⑥ 入札参加グループで参加する場合の協定書の写し（任意様式） （２）技術提案書 <u>⑧ 新規追加</u> ５．１．２ 加算点項目審査 <u>（８） 新規追加</u> ８．公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第１４条第２項第９号） ８．１ 報告等について ８．１．１ 業務実施体制に係る書類の作成と提出 民間事業者は、業務実施前に、次の書類を監督職員へ提出すること。また、年度途中において職員の配置に変更が生じた場合は変更に係る書類を提出し、監督職員の確認を受けること。 なお、大型自動車免許、牽引免許並びに制限区域立入承認証については、令和７年３月３１日までに全て取得させ、運転免許証の写し及び運転免許証等の取得状況を更新した職員別技能区分名簿（様式１）を提出することとする。 ① 職員の履歴書等（写真貼付）の写し ② 職員の運転免許証の写し（車両運転職員に限る） ③ 新体力テストの記録（１年以内に実施したもの） ④ 職員別技能区分名簿（様式１） ⑤ 現場責任者及び現場責任者代理人の選任通知 ⑥ 職員別技能区分表（別紙１ ―１、１―２）に示す国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターから交付を受けた認定証の写し a) 空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練の認定証の写し（（Ⅱ）訓練以上の認定証を含む） b) 空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練の認定証の写し c) H R E Tオペレーター養成訓練の認定証の写し ⑦ 正社員であることを証明できる書類 ⑧ 緊急時連絡体制図（民間事業者の組織、連絡先及び報告先の経路を示したもの） ⑨ 緊急時における関係機関への連絡系統図（監督職員の承認を得たもの） <u>⑩ 新規追加</u>	<u>⑤ 業務実施開始日までの訓練計画書【申請様式５】</u> <u>⑥ 入札参加グループで参加する場合の協定書の写し（任意様式）</u> （２）技術提案書 <u>⑧ 賃上げの実施を表明した企業等【提案様式８】</u> ５．１．２ 加算点項目審査 <u>（８）賃上げを実施する企業等（２点）</u> <u>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和３年１１月１９日閣議決定）」により、従業員に対して賃上げ表明を実施しているか。</u> ８．公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第１４条第２項第９号） ８．１ 報告等について ８．１．１ 業務実施体制に係る書類の作成と提出 民間事業者は、業務実施前に、次の書類を監督職員へ提出すること。また、<u>契約期間中配置する職員</u>に変更が生じた場合は変更に係る書類を提出し、監督職員の確認を受けること。 ① 職員の履歴書等（写真貼付）の写し ② 職員の運転免許証の写し（車両運転職員に限る） ③ 新体力テストの記録（１年以内に実施したもの） ④ 職員別技能区分名簿（様式１） ⑤ 現場責任者及び現場責任者代理人の選任通知 ⑥ 職員別技能区分表（別紙１）に示す国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターから交付を受けた認定証の写し a) 空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練の認定証の写し（（Ⅱ）訓練以上の認定証を含む） b) 空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練の認定証の写し c) H R E Tオペレーター養成訓練の認定証の写し ⑦ 正社員であることを証明できる書類 ⑧ 緊急時連絡体制図（民間事業者の組織、連絡先及び報告先の経路を示したもの） ⑨ 緊急時における関係機関への連絡系統図（監督職員の承認を得たもの） <u>⑩ 訓練実施計画（別紙２－３）（３．１２に掲げる申請様式５を提出した民間事業者に限る）</u>

「東京国際空港消防等業務」変更箇所一覧

変更前	変更後
8. 1. 4 当局の検査・監督体制 民間事業者からの報告を受けるに当たり、当局の検査・監督体制は次のとおりとする。 本業務の検査・監督体制として、当局は当局総務部安全企画・保安対策課職員及び当局東京空港事務所、新潟空港事務所職員に検査職員、監督職員を任命する。	8. 1. 4 当局の検査・監督体制 民間事業者からの報告を受けるに当たり、当局の検査・監督体制は次のとおりとする。 本業務の検査・監督体制として、当局は当局総務部安全企画・保安対策課職員及び当局東京空港事務所職員に検査職員、監督職員を任命する。

変更前	変更後
東京国際空港他 1 空港消防等業務における民間競争入札実施要項 1. 1. 2 業務の場所 東京国際空港、新潟空港 1. 1. 3 用語の定義 (6) 「職員」とは、空港ごとに定められた職員別技能区分表（別紙 1 ―1 及び別紙 1―2）による業務能力を有し、各業務を複合的にできる者をいう。 1. 1. 4 一般指示事項 (1) 民間事業者は、空港毎に定められた職員別技能区分表（別紙 1 ―1 及び別紙 1―2）による業務能力を有した職員を配置し、勤務中の責任を明確にするとともに、指揮命令の徹底を図ること。 なお、消防業務又は救急医療業務で現場指揮又はその指揮代行を行う職員については、職員別技能区分表（別紙 1 ―1 及び別紙 1―2）に示す国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターから交付される認定証の交付を受けた職員を配置することとし、認定証の有効期間が経過した者については、認定証の取得から継続して業務に従事していることを条件に配置を認めることとし、速やかに認定証の取得に努めること。 また、消防業務及び救急医療業務の業務提供時間においては、次のとおり現場責任者、リーダー（新潟空港に限る）、職員を配置すること。<u>職員については常に大型自動車免許及び牽引免許を有する職員を配置すること。</u>	新潟空港消防等業務における民間競争入札実施要項 1. 1. 2 業務の場所 新潟空港 1. 1. 3 用語の定義 (6) 「職員」とは、空港ごとに定められた職員別技能区分表（別紙 1）による業務能力を有し、各業務を複合的にできる者をいう。 1. 1. 4 一般指示事項 (1) 民間事業者は、空港毎に定められた職員別技能区分表（別紙 1）による業務能力を有した職員を配置し、勤務中の責任を明確にするとともに、指揮命令の徹底を図ること。 なお、消防業務又は救急医療業務で現場指揮又はその指揮代行を行う職員については、職員別技能区分表（別紙 1）に示す国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターから交付される認定証の交付を受けた職員を配置することとし、認定証の有効期間が経過した者については、認定証の取得から継続して業務に従事していることを条件に配置を認めることとし、速やかに認定証の取得に努めること。 また、消防業務及び救急医療業務の業務提供時間においては、次のとおり現場責任者、リーダー、職員を配置すること。職員については常に大型自動車免許を有する職員を配置すること。<u>ただし、救急医療搬送車を運用する職員については大型自動車免許に加え、常に牽引免許も有する職員を配置すること。</u>

「新潟空港消防等業務」変更箇所一覧

変更前						変更後					

「新潟空港消防等業務」変更箇所一覧

変更前		変更後	
訓練場所	：空港保安防災教育訓練センター（長崎県大村市）	訓練場所	：空港保安防災教育訓練センター（長崎県大村市）
	○空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練（４日間） （訓練概要） 専門的知識・技能の基礎、迅速性・状況把握力を習熟する実技を主体とした教育訓練。		○空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練（４日間） <u>（受講条件）</u> <u>空港消火救難業務従事者のうち本訓練の未受講者。</u> （訓練概要） 専門的知識・技能の基礎、迅速性・状況把握力を習熟する実技を主体とした教育訓練。
	○空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練（４日間） （訓練概要） 正確な状況把握・迅速適切な判断力・応用力等、高度な専門的知識・技能を習熟する実技を主体として教育訓練。		○空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練（４日間） <u>（受講条件）</u> <u>「空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練」を受講し認定証の交付を受けた者。</u> （訓練概要） 正確な状況把握・迅速適切な判断力・応用力等、高度な専門的知識・技能を習熟する実技を主体として教育訓練。
	○空港消火救難業務従事者（Ⅲ）訓練（４日間） （訓練概要） 指令卓運用業務、現場指揮所等との情報伝達体制を始め、総合的な現場諸活動能力を高めるための、より高度な専門的知識・技能を習熟する実技を主体とした教育訓練。		○空港消火救難業務従事者（Ⅲ）訓練（４日間） <u>（受講条件）</u> <u>「空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練」を受講し認定証の交付を受けた者。</u> （訓練概要） 指令卓運用業務、現場指揮所等との情報伝達体制を始め、総合的な現場諸活動能力を高めるための、より高度な専門的知識・技能を習熟する実技を主体とした教育訓練。
訓練項目		訓練項目	
○空港消火救難業務従事者（Ⅲ）訓練（４日間） （訓練概要） 指令卓運用業務、現場指揮所等との情報伝達体制を始め、総合的な現場諸活動能力を高めるための、より高度な専門的知識・技能を習熟する実技を主体とした教育訓練。		○空港消火救難業務従事者（Ⅲ）訓練（４日間） <u>（受講条件）</u> <u>「空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練」を受講し認定証の交付を受けた者。</u> （訓練概要） 指令卓運用業務、現場指揮所等との情報伝達体制を始め、総合的な現場諸活動能力を高めるための、より高度な専門的知識・技能を習熟する実技を主体とした教育訓練。	
OHRET※オペレーター養成訓練（４日間） （訓練概要） HRET車両を運用する者に必要な基本知識及び技能の習熟を目的とする教育訓練 ※High Reach Extendable Turret（高位置対応伸展型放水銃）の略		OHRET※オペレーター養成訓練（４日間） <u>（受講条件）</u> <u>「空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練」以上の認定証の交付を受けた者。</u> （訓練概要） HRET車両を運用する者に必要な基本知識及び技能の習熟を目的とする教育訓練 ※High Reach Extendable Turret（高位置対応伸展型放水銃）の略	
受 講 料		受 講 料	
無償（訓練に係る移動交通費、宿泊費等の経費は民間事業者の負担とする）		無償（訓練に係る移動交通費、宿泊費等の経費は民間事業者の負担とする）	

「新潟空港消防等業務」変更箇所一覧

変更前	変更後
（６）民間事業者は、一方の空港が大規模災害等により業務継続が困難となった場合は、もう一方の空港から職員を派遣して業務を継続できるような体制を構築すること。 1. 1. 5 消防業務の内容 （２）リーダーの主な業務については、次のとおりとする。（新潟空港に限る） ① 指令卓において空港の運用状況及び航空機の運航状況を常時確認し、緊急時においては（１）に掲げる活動を円滑に実施するため、緊急出動に関わる通信指令を行い、迅速に消防機関、警察機関へ通報したうえで、監督職員の指示により関係機関に対する消火及び救難に関わる出動の要請を行うこと。 また、その経過等について、通信内容を含め記録すること。 なお、リーダーが指令卓を離席する場合は、職員別技能区分表（別紙1 ＝2）に定める技能Cによる代行を認める。 ② 現場責任者の指示を受けて、職員に対して、消防業務に必要とする知識及び技能を習得させるため、1. 1. 4（４）に掲げる訓練について、指導を行うこと。 1. 1. 6 救急医療業務の内容 （２）リーダーの主な業務については、次のとおりとする。（新潟空港に限る）	（参考）令和6年度（今後の）訓練予定 ○空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練（４日間） （日程）令和6年11月～（２回程度） （人数）１回あたり最大１２名まで ○空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練（４日間） （日程）令和6年12月～（２回程度） （人数）１回あたり最大１２名まで ○HRET※オペレーター養成訓練（４日間） （日程）令和7年2月～3月まで（２回程度） （人数）１回あたり最大6名まで （６）削除 1. 1. 5 消防業務の内容 （２）リーダーの主な業務については、次のとおりとする。 ① 指令卓において空港の運用状況及び航空機の運航状況を常時確認し、緊急時においては（１）に掲げる活動を円滑に実施するため、緊急出動に関わる通信指令を行い、迅速に消防機関、警察機関へ通報したうえで、監督職員の指示により関係機関に対する消火及び救難に関わる出動の要請を行うこと。 また、その経過等について、通信内容を含め記録すること。 なお、リーダーが指令卓を離席する場合は、職員別技能区分表（別紙１）に定める技能Cによる代行を認める。 ② 現場責任者の指示を受けて、職員に対して、消防業務に必要とする知識及び技能を習得させるため、1. 1. 4（４）に掲げる訓練について、指導を行うこと。 1. 1. 6 救急医療業務の内容 （２）リーダーの主な業務については、次のとおりとする。

変更前	変更後
① 指令卓において空港の運用状況及び航空機の運航状況を常時確認し、緊急時においては（１）に掲げる活動を円滑に実施するため、緊急出動に関わる通信指令を行い、迅速に消防機関、警察機関へ通報したうえで、監督職員の指示により関係機関に対する消火及び救難に関わる出動の要請を行うこと。 また、その経過等について、通信内容を含め記録すること。 なお、リーダーが指令卓を離席する場合は、職員別技能区分表（別紙１―2）に定める技能Ｃによる代行を認める。 ② 現場責任者の指示を受けて、職員に対して、救急医療業務に必要とする知識及び技能を習得させるため、１．１．４（４）に掲げる訓練について、指導を行うこと。 １．１．７ 注意事項 （９）資料の閲覧 民間事業者は、消防等業務を実施するに当たり、参考となる次の資料を当局総務部安全企画・保安対策課、東京空港事務所空港保安防災課、並びに新潟空港事務所総務課にて閲覧することができる。 ① ＩＣＡＯ関係図書 ② 各空港制限区域安全管理規程 ③ 航空保安業務処理規程 １．２．５ 経費の負担 （３）車両 東京国際空港においては、令和８年度より空港内の連絡に必要な連絡車両を準備すること。仕様については以下を標準とする。 ○連絡車両（１台） 車――種：排気量 1,500cc 相当以上の車両（EV・ハイブリッド車等も可） 走行距離：２４時間の総走行距離 24.0km 外装等：① 東京国際空港制限区域安全管理規程に適合すること。 ② 法人名を車体側面に明確に表示すること。 ③ 必要な時期は、滑り止め装置の対策を講じること。 ④ 制限区域車両使用承認を受けること。 １．２．６ 貸与物品 消防、救急医療業務に使用する消防車等、救急医療搬送車等（付属品を含む）、防火衣、化学消火薬剤及び資器材等は無償貸与する。なお、本表以外に化学消防車等貸与物品について変更がある場合は、別途通知する。	① 指令卓において空港の運用状況及び航空機の運航状況を常時確認し、緊急時においては（１）に掲げる活動を円滑に実施するため、緊急出動に関わる通信指令を行い、迅速に消防機関、警察機関へ通報したうえで、監督職員の指示により関係機関に対する消火及び救難に関わる出動の要請を行うこと。 また、その経過等について、通信内容を含め記録すること。 なお、リーダーが指令卓を離席する場合は、職員別技能区分表（別紙１）に定める技能Ｃによる代行を認める。 ② 現場責任者の指示を受けて、職員に対して、救急医療業務に必要とする知識及び技能を習得させるため、１．１．４（４）に掲げる訓練について、指導を行うこと。 １．１．７ 注意事項 （９）資料の閲覧 民間事業者は、消防等業務を実施するに当たり、参考となる次の資料を当局総務部安全企画・保安対策課、新潟空港事務所総務課にて閲覧することができる。 ① ＩＣＡＯ関係図書 ② 各空港制限区域安全管理規程 ③ 航空保安業務処理規程 １．２．５ 経費の負担 <u>（３）削除</u> １．２．６ 貸与物品 消防、救急医療業務に使用する消防車等、救急医療搬送車等（付属品を含む）、防火衣、化学消火薬剤及び資器材等は無償貸与する。なお、本表以外に化学消防車等貸与物品について変更がある場合は、別途通知する。

「新潟空港消防等業務」変更箇所一覧

変更前											変更後																																																																																																																																																																	
【令和7年度】 <table><tr><th rowspan="3">空港名</th><th>空港用化学</th><th rowspan="3">給水車</th><th rowspan="3">救急 医療 搬送車</th><th rowspan="3">空港用 救難 照明車</th><th colspan="2">防火衣</th><th rowspan="3">化学 消火 薬剤</th><th rowspan="3">医療 資器材</th><th rowspan="3">救難 機材</th><th rowspan="3">無線 機器</th></tr><tr><th colspan="4" rowspan="2">消防車 (※2)</th><th rowspan="2">普通</th><th colspan="5" rowspan="2">特殊</th></tr><tr></tr><tr><td>東京 国際</td><td>-5-</td><td>+1</td><td>+1 (※1)</td><td>+1</td><td>-1-1</td><td>-1-5</td><td>＝式</td><td>＝式</td><td>＝式</td><td>＝式</td></tr><tr><td>新潟</td><td>3</td><td>1</td><td>1 (※1)</td><td>1</td><td>7</td><td>9</td><td>一式</td><td>一式</td><td>一式</td><td>一式</td></tr></table> 【令和8年度】 <table><tr><th rowspan="3">空港名</th><th>空港用化学</th><th rowspan="3">給水車</th><th rowspan="3">救急 医療 搬送車</th><th rowspan="3">空港用 救難 照明車</th><th colspan="2">防火衣</th><th rowspan="3">化学 消火 薬剤</th><th rowspan="3">医療 資器材</th><th rowspan="3">救難 機材</th><th rowspan="3">無線 機器</th></tr><tr><th colspan="4" rowspan="2">消防車 (※2)</th><th rowspan="2">普通</th><th colspan="5" rowspan="2">特殊</th></tr><tr></tr><tr><td>東京 国際</td><td>-6-</td><td>+1</td><td>+1 (※1)</td><td>+1</td><td>-1-3</td><td>-1-8</td><td>＝式</td><td>＝式</td><td>＝式</td><td>＝式</td></tr><tr><td>新潟</td><td>3</td><td>1</td><td>1 (※1)</td><td>1</td><td>7</td><td>9</td><td>一式</td><td>一式</td><td>一式</td><td>一式</td></tr></table> 【令和9年度】 <table><tr><th rowspan="3">空港名</th><th>空港用化学</th><th rowspan="3">給水車</th><th rowspan="3">救急 医療 搬送車</th><th rowspan="3">空港用 救難 照明車</th><th colspan="2">防火衣</th><th rowspan="3">化学 消火 薬剤</th><th rowspan="3">医療 資器材</th><th rowspan="3">救難 機材</th><th rowspan="3">無線 機器</th></tr><tr><th colspan="4" rowspan="2">消防車 (※2)</th><th rowspan="2">普通</th><th colspan="5" rowspan="2">特殊</th></tr><tr></tr><tr><td>東京 国際</td><td>-6-</td><td>+</td><td>+1 (※1)</td><td>+1</td><td>-1-3</td><td>-1-8</td><td>＝式</td><td>＝式</td><td>＝式</td><td>＝式</td></tr><tr><td>新潟</td><td>3</td><td>1</td><td>1 (※1)</td><td>1</td><td>7</td><td>9</td><td>一式</td><td>一式</td><td>一式</td><td>一式</td></tr></table> (※1) 救急医療搬送車欄の※については、トレーラが配備されており大型自動車免許に 加え、牽引免許を必要とする。 (※2) 空港用化学消防車の貸与物品数のうち、各空港に1台ずつH R E T型化学消防車 を配置する。 2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）											空港名	空港用化学	給水車	救急 医療 搬送車	空港用 救難 照明車	防火衣		化学 消火 薬剤	医療 資器材	救難 機材	無線 機器	消防車 (※2)				普通	特殊					東京 国際	-5-	+1	+1 (※1)	+1	-1-1	-1-5	＝式	＝式	＝式	＝式	新潟	3	1	1 (※1)	1	7	9	一式	一式	一式	一式	空港名	空港用化学	給水車	救急 医療 搬送車	空港用 救難 照明車	防火衣		化学 消火 薬剤	医療 資器材	救難 機材	無線 機器	消防車 (※2)				普通	特殊					東京 国際	-6-	+1	+1 (※1)	+1	-1-3	-1-8	＝式	＝式	＝式	＝式	新潟	3	1	1 (※1)	1	7	9	一式	一式	一式	一式	空港名	空港用化学	給水車	救急 医療 搬送車	空港用 救難 照明車	防火衣		化学 消火 薬剤	医療 資器材	救難 機材	無線 機器	消防車 (※2)				普通	特殊					東京 国際	-6-	+	+1 (※1)	+1	-1-3	-1-8	＝式	＝式	＝式	＝式	新潟	3	1	1 (※1)	1	7	9	一式	一式	一式	一式	【令和7－9年度】 <table><tr><th rowspan="3">空港名</th><th>空港用化学</th><th rowspan="3">給水車</th><th rowspan="3">救急 医療 搬送車</th><th rowspan="3">空港用 救難 照明車</th><th colspan="2">防火衣</th><th rowspan="3">化学 消火 薬剤</th><th rowspan="3">医療 資器材</th><th rowspan="3">救難 機材</th><th rowspan="3">無線 機器</th></tr><tr><th colspan="4" rowspan="2">消防車</th><th rowspan="2">普通</th><th colspan="5" rowspan="2">特殊</th></tr><tr></tr><tr><td>新潟</td><td>3(※)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>7</td><td>9</td><td>一式</td><td>一式</td><td>一式</td><td>一式</td></tr></table> (※) 空港用化学消防車の貸与物品数のうち、1台H R E T型化学消防車を配置する。 2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）	空港名	空港用化学	給水車	救急 医療 搬送車	空港用 救難 照明車	防火衣		化学 消火 薬剤	医療 資器材	救難 機材	無線 機器	消防車				普通	特殊					新潟	3(※)	1	1	1	7	9	一式	一式	一式	一式
空港名	空港用化学	給水車	救急 医療 搬送車	空港用 救難 照明車	防火衣		化学 消火 薬剤	医療 資器材	救難 機材	無線 機器																																																																																																																																																																		
	消防車 (※2)				普通	特殊																																																																																																																																																																						
東京 国際	-5-	+1	+1 (※1)	+1	-1-1	-1-5	＝式	＝式	＝式	＝式																																																																																																																																																																		
新潟	3	1	1 (※1)	1	7	9	一式	一式	一式	一式																																																																																																																																																																		
空港名	空港用化学	給水車	救急 医療 搬送車	空港用 救難 照明車	防火衣		化学 消火 薬剤	医療 資器材	救難 機材	無線 機器																																																																																																																																																																		
	消防車 (※2)				普通	特殊																																																																																																																																																																						
東京 国際	-6-	+1	+1 (※1)	+1	-1-3	-1-8	＝式	＝式	＝式	＝式																																																																																																																																																																		
新潟	3	1	1 (※1)	1	7	9	一式	一式	一式	一式																																																																																																																																																																		
空港名	空港用化学	給水車	救急 医療 搬送車	空港用 救難 照明車	防火衣		化学 消火 薬剤	医療 資器材	救難 機材	無線 機器																																																																																																																																																																		
	消防車 (※2)				普通	特殊																																																																																																																																																																						
東京 国際	-6-	+	+1 (※1)	+1	-1-3	-1-8	＝式	＝式	＝式	＝式																																																																																																																																																																		
新潟	3	1	1 (※1)	1	7	9	一式	一式	一式	一式																																																																																																																																																																		
空港名	空港用化学	給水車	救急 医療 搬送車	空港用 救難 照明車	防火衣		化学 消火 薬剤	医療 資器材	救難 機材	無線 機器																																																																																																																																																																		
	消防車				普通	特殊																																																																																																																																																																						
新潟	3(※)	1	1	1	7	9	一式	一式	一式	一式																																																																																																																																																																		

「新潟空港消防等業務」変更箇所一覧

変更前	変更後																																								
実施期間は、次のとおりとする。 令和 6 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで ただし、令和 7 年 3 月 3 1 日までは準備期間として、業務実施期間については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。 ※本入札に係る落札及び契約締結は、本業務に係る令和 6 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。 3. 1 2 空港ごとに、次の①、②に掲げる有効な技能証明を有する人員をそれぞれ確保していること。 なお、①について東京国際空港は 5 名以上、新潟空港は 6 名以上、②について東京国際空港は 5 名以上、新潟空港は 3 名以上とするが、②の人員の確保については、①の技能を有する人員で確保しても差し支えない。 ①国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターにおける訓練を受講し、以下 1)、2) に掲げるいずれかの要件を満たしている人員。訓練概要については 1. 1. 4 (4) のとおり。 1) 空港消火救難業務従事者(Ⅱ) 訓練の認定証の交付を受けている。 2) 空港消火救難業務従事者(Ⅰ) 訓練の認定証の交付を受けた後、空港消防の業務経験を 3 年以上有している。 ②国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターにおける空港消火救難業務従事者(Ⅰ) 訓練の認定証の交付を受けている。 4. 入札に参加する者の募集に関する事項(法第 1 4 条第 2 項第 4 号) 4. 1 入札の実施手続及びスケジュール 本件は、下記 4. 2. 1 に示す提出書類の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件であり、電子調達システムによる場合は、電子認証(I C カード) を取得していること。なお、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札による参加願いを提出すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>手 続</th><th>スケジュール</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札公告</td><td>令和 6 年 2 月中旬頃</td></tr> <tr> <td>入札説明資料の配布</td><td>令和 6 年 2 月中旬頃</td></tr> <tr> <td>申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限</td><td>令和 6 年 4 月上旬頃</td></tr> <tr> <td>申請書類、技術提案書の提出期限</td><td>令和 6 年 4 月上旬頃</td></tr> <tr> <td>入札等に関する質疑応答期限</td><td>令和 6 年 4 月上旬頃</td></tr> <tr> <td>競争参加資格確認結果通知</td><td>令和 6 年 4 月下旬頃</td></tr> <tr> <td>入札書の提出期限</td><td>令和 6 年 5 月上旬頃</td></tr> <tr> <td>開札・落札予定者の決定</td><td>令和 6 年 5 月中旬頃</td></tr> <tr> <td>契約締結</td><td>令和 6 年 6 月上旬頃</td></tr> </tbody> </table>	手 続	スケジュール	入札公告	令和 6 年 2 月中旬頃	入札説明資料の配布	令和 6 年 2 月中旬頃	申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限	令和 6 年 4 月上旬頃	申請書類、技術提案書の提出期限	令和 6 年 4 月上旬頃	入札等に関する質疑応答期限	令和 6 年 4 月上旬頃	競争参加資格確認結果通知	令和 6 年 4 月下旬頃	入札書の提出期限	令和 6 年 5 月上旬頃	開札・落札予定者の決定	令和 6 年 5 月中旬頃	契約締結	令和 6 年 6 月上旬頃	実施期間は、次のとおりとする。 <u>実施開始日</u>から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで ただし、令和 7 年 3 月 3 1 日までは準備期間として、業務実施期間については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。 3. 1 2 <u>次の①、②に掲げる有効な技能証明を有する人員を①については、6 名以上、②については、3 名以上確保していること。ただし、競争入札参加資格確認資料の提出時点において、上記人員を満たさない場合は、少なくともそれぞれ 1 名が確保され、かつ業務実施開始日までに必要な人員を確保することを前提とした訓練計画書【申請様式 5】を作成し、当局が認めた場合に限り同様資格を有するものとする。</u> ①国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターにおける訓練を受講し、以下 1)、2) に掲げるいずれかの要件を満たしている人員。訓練概要については 1. 1. 4 (4) のとおり。 1) 空港消火救難業務従事者(Ⅱ) 訓練の認定証の交付を受けている。 2) 空港消火救難業務従事者(Ⅰ) 訓練の認定証の交付を受けた後、空港消防の業務経験を 3 年以上有している。 ②国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターにおける空港消火救難業務従事者(Ⅰ) 訓練の認定証の交付を受けている。 4. 入札に参加する者の募集に関する事項(法第 1 4 条第 2 項第 4 号) 4. 1 入札の実施手続及びスケジュール 本件は、下記 4. 2. 1 に示す提出書類の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件であり、電子調達システムによる場合は、電子認証(I C カード) を取得していること。なお、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札による参加願いを提出すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>手 続</th><th>スケジュール</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札公告</td><td><u>令和 6 年 8 月上旬～9 月上旬頃</u></td></tr> <tr> <td>入札説明資料の配布</td><td><u>令和 6 年 8 月上旬～9 月上旬頃</u></td></tr> <tr> <td>申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限</td><td><u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u></td></tr> <tr> <td>申請書類、技術提案書の提出期限</td><td><u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u></td></tr> <tr> <td>入札等に関する質疑応答期限</td><td><u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u></td></tr> <tr> <td>競争参加資格確認結果通知</td><td><u>令和 6 年 9 月上旬～1 0 月上旬頃</u></td></tr> <tr> <td>入札書の提出期限</td><td><u>令和 6 年 9 月上旬～1 0 月上旬頃</u></td></tr> <tr> <td>開札・落札予定者の決定</td><td><u>令和 6 年 9 月中旬～1 0 月中旬頃</u></td></tr> <tr> <td>契約締結</td><td><u>令和 6 年 1 0 月上旬～1 1 月上旬頃</u></td></tr> </tbody> </table>	手 続	スケジュール	入札公告	<u>令和 6 年 8 月上旬～9 月上旬頃</u>	入札説明資料の配布	<u>令和 6 年 8 月上旬～9 月上旬頃</u>	申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限	<u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u>	申請書類、技術提案書の提出期限	<u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u>	入札等に関する質疑応答期限	<u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u>	競争参加資格確認結果通知	<u>令和 6 年 9 月上旬～1 0 月上旬頃</u>	入札書の提出期限	<u>令和 6 年 9 月上旬～1 0 月上旬頃</u>	開札・落札予定者の決定	<u>令和 6 年 9 月中旬～1 0 月中旬頃</u>	契約締結	<u>令和 6 年 1 0 月上旬～1 1 月上旬頃</u>
手 続	スケジュール																																								
入札公告	令和 6 年 2 月中旬頃																																								
入札説明資料の配布	令和 6 年 2 月中旬頃																																								
申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限	令和 6 年 4 月上旬頃																																								
申請書類、技術提案書の提出期限	令和 6 年 4 月上旬頃																																								
入札等に関する質疑応答期限	令和 6 年 4 月上旬頃																																								
競争参加資格確認結果通知	令和 6 年 4 月下旬頃																																								
入札書の提出期限	令和 6 年 5 月上旬頃																																								
開札・落札予定者の決定	令和 6 年 5 月中旬頃																																								
契約締結	令和 6 年 6 月上旬頃																																								
手 続	スケジュール																																								
入札公告	<u>令和 6 年 8 月上旬～9 月上旬頃</u>																																								
入札説明資料の配布	<u>令和 6 年 8 月上旬～9 月上旬頃</u>																																								
申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限	<u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u>																																								
申請書類、技術提案書の提出期限	<u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u>																																								
入札等に関する質疑応答期限	<u>令和 6 年 8 月下旬～9 月下旬頃</u>																																								
競争参加資格確認結果通知	<u>令和 6 年 9 月上旬～1 0 月上旬頃</u>																																								
入札書の提出期限	<u>令和 6 年 9 月上旬～1 0 月上旬頃</u>																																								
開札・落札予定者の決定	<u>令和 6 年 9 月中旬～1 0 月中旬頃</u>																																								
契約締結	<u>令和 6 年 1 0 月上旬～1 1 月上旬頃</u>																																								

「新潟空港消防等業務」変更箇所一覧

変更前			変更後		
	実施開始日	令和 6 年 7 月 1 日		実施開始日	令和 6 年 1 0 月下旬～1 1 月下旬頃
	業務実施開始日	令和 7 年 4 月 1 日		業務実施開始日	令和 7 年 4 月 1 日
4. 2. 1 提出書類			4. 2. 1 提出書類		
(1) 申請書類			(1) 申請書類		
⑤ 新規追加			⑤ 業務実施開始日までの訓練計画書【申請様式 5】		
⑥ 入札参加グループで参加する場合の協定書の写し（任意様式）			⑥ 入札参加グループで参加する場合の協定書の写し（任意様式）		
(2) 技術提案書			(2) 技術提案書		
⑧ 新規追加			⑧ 賃上げの実施を表明した企業等【提案様式 8】		
5. 1. 2 加算点項目審査			5. 1. 2 加算点項目審査		
(8) 新規追加			(8) 賃上げを実施する企業等（2 点）		
			「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）」により、 従業員に対して賃上げ表明を実施しているか。		
8. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第 1 4 条第 2 項第 9 号）			8. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第 1 4 条第 2 項第 9 号）		
8. 1 報告等について			8. 1 報告等について		
8. 1. 1 業務実施体制に係る書類の作成と提出			8. 1. 1 業務実施体制に係る書類の作成と提出		
民間事業者は、業務実施前に、次の書類を監督職員へ提出すること。また、年度途中において職員の配置に変更が生じた場合は変更に係る書類を提出し、監督職員の確認を受けること。			民間事業者は、業務実施前に、次の書類を監督職員へ提出すること。また、 <u>契約期間中配置する職員</u> に変更が生じた場合は変更に係る書類を提出し、監督職員の確認を受けること。		
なお、大型自動車免許、牽引免許並びに制限区域立入承認証については、令和 7 年 3 月 3 1 日までに全て取得させ、運転免許証の写し及び運転免許証等の取得状況を更新した職員別技能区分名簿（様式 1）を提出することとする。					
① 職員の履歴書等（写真貼付）の写し			① 職員の履歴書等（写真貼付）の写し		
② 職員の運転免許証の写し（車両運転職員に限る）			② 職員の運転免許証の写し（車両運転職員に限る）		
③ 新体力テストの記録（1 年以内に実施したもの）			③ 新体力テストの記録（1 年以内に実施したもの）		
④ 職員別技能区分名簿（様式 1）			④ 職員別技能区分名簿（様式 1）		
⑤ 現場責任者及び現場責任者代理人の選任通知			⑤ 現場責任者及び現場責任者代理人の選任通知		
⑥ 職員別技能区分表（別紙 1 ＝1、1＝2 ）に示す国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターから交付を受けた認定証の写し			⑥ 職員別技能区分表（別紙 1）に示す国土交通省航空局空港保安防災教育訓練センターから交付を受けた認定証の写し		
a) 空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練の認定証の写し（（Ⅱ）訓練以上の認定証を含む）			a) 空港消火救難業務従事者（Ⅱ）訓練の認定証の写し（（Ⅱ）訓練以上の認定証を含む）		
b) 空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練の認定証の写し			b) 空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練の認定証の写し		
c) H R E T オペレーター養成訓練の認定証の写し			c) H R E T オペレーター養成訓練の認定証の写し		

「新潟空港消防等業務」変更箇所一覧

変更前	変更後
⑦ 正社員であることを証明できる書類 ⑧ 緊急時連絡体制図（民間事業者の組織、連絡先及び報告先の経路を示したもの） ⑨ 緊急時における関係機関への連絡系統図（監督職員の承認を得たもの） ⑩ <u>新規追加</u> 8. 1. 4 当局の検査・監督体制 民間事業者からの報告を受けるに当たり、当局の検査・監督体制は次のとおりとする。 本業務の検査・監督体制として、当局は当局総務部安全企画・保安対策課職員及び当局東京空港事務 所、新潟空港事務所職員に検査職員、監督職員を任命する。	⑦ 正社員であることを証明できる書類 ⑧ 緊急時連絡体制図（民間事業者の組織、連絡先及び報告先の経路を示したもの） ⑨ 緊急時における関係機関への連絡系統図（監督職員の承認を得たもの） ⑩ <u>訓練実施計画（別紙２－３）（3. 1 2に掲げる申請様式５を提出した民間事業者に限る）</u> 8. 1. 4 当局の検査・監督体制 民間事業者からの報告を受けるに当たり、当局の検査・監督体制は次のとおりとする。 本業務の検査・監督体制として、当局は当局総務部安全企画・保安対策課職員及び当局新潟空港事務所職員に検査職員、監督職員を任命する。